

# 1 議 事 日 程 ( 2 日 目 )

[ 平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会 ]

平成16年12月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第57号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第58号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第59号 市道路線の廃止について
- 日程第4 議案第60号 市道路線の認定について
- 日程第5 議案第61号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第6 議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第7 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第8 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第9 議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第10 議案第66号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第11 議案第67号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第12 議案第68号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について
- 日程第13 議案第69号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第14 議案第70号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について
- 日程第15 議案第71号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第16 議案第72号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更

に関する協議について

- 日程第17 議案第73号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第18 議案第74号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第19 議案第75号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第20 議案第76号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第21 議案第77号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及びこれに伴う福岡地区水道企業団規約の一部変更に関する協議について
- 日程第22 議案第78号 両筑衛生施設組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第23 議案第79号 両筑衛生施設組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について
- 日程第25 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について
- 日程第26 議案第82号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第83号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第84号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第87号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第88号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第89号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第90号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願
- 日程第36 意見書第8号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書
- 日程第37 意見書第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

- |    |       |    |    |      |    |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴  | 議員 | 4番 | 橋本健  | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹  | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |

7番 不老光幸 議員  
9番 大田勝義 議員  
11番 山路一恵 議員  
13番 清水章一 議員  
15番 安部陽 議員  
17番 福廣和美 議員  
19番 武藤哲志 議員

8番 渡邊美穂 議員  
10番 安部啓治 議員  
12番 小柳道枝 議員  
14番 佐伯修 議員  
16番 田川武茂 議員  
18番 岡部茂夫 議員  
20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
観光課長	木村甚治	市民課長	藤幸二郎
子育て支援課長	和田敏信	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石純一  
議事課長 木村洋  
書記 伊藤剛  
書記 満崎哲也  
書記 高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第57号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第57号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第57号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第2 議案第58号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第58号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第58号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

### 日程第3 議案第59号 市道路線の廃止について

議長(村山弘行議員) 日程第3、議案第59号「市道路線の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第59号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

### 日程第4 議案第60号 市道路線の認定について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第60号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第60号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

### 日程第5 議案第61号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について

議長(村山弘行議員) 日程第5、議案第61号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方

公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。  
お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第61号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第6 議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議長(村山弘行議員) 日程第6、議案第62号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第62号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分

~~~~~

日程第7 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第63号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題とします。お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第63号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分

~~~~~

日程第8 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議長(村山弘行議員) 日程第8、議案第64号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題とします。お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第64号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第64号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分

~~~~~

日程第9 議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第65号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第65号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第65号は可決されました。



可決 賛成19名、反対0名 午前10時07分

~~~~~

日程第10 議案第66号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議長（村山弘行議員） 日程第10、議案第66号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第66号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時08分

~~~~~

日程第11 議案第67号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第11、議案第67号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第67号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分

~~~~~

日程第12 議案第68号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第12、議案第68号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第68号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第13 議案第69号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第69号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第69号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第69号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第14 議案第70号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第14、議案第70号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第70号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第15 議案第71号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第15、議案第71号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第71号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分

~~~~~

日程第16 議案第72号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規

約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第16、議案第72号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第72号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第72号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

~~~~~

日程第17 議案第73号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第17、議案第73号「福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第73号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

~~~~~

日程第18 議案第74号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第18、議案第74号「福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第74号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

~~~~~

日程第19 議案第75号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第19、議案第75号「福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第75号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第75号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

~~~~~

日程第20 議案第76号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第76号「福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

これから討論、採決を行います。

議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第76号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

~~~~~

日程第21 議案第77号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及びこれに伴う福岡地区水道企業団規約の一部変更に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第21、議案第77号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及びこれに伴う福岡地区水道企業団規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第77号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

~~~~~



日程第22 議案第78号 両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第22、議案第78号「両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第78号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分

~~~~~

日程第23 議案第79号 両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第23、議案第79号「両筑衛生施設組合を組織する市町数の増減及びこれに伴う両筑衛生施設組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第79号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分

~~~~~

日程第24 議案第80号 太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第24、議案第80号「太宰府都市計画事業観世音寺土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第80号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第25 議案第81号 太宰府市個人情報保護条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第25、議案第81号「太宰府市個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第26、議案第82号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第27、議案第83号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第82号及び議案第83号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第 28 議案第 84 号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について  
議長（村山弘行議員） 日程第28、議案第84号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正  
する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例につい  
て」でありますけども、今回はこの太宰府館の名称について、関連して質問をさせていただき  
たいと思います。

もともとこの「太宰府館」は市民公募の上決められた名称でありますので、この「太宰府  
館」そのものにどうのということではありませんが、名称が「太宰府館」になって開館してこ  
の方ですが、どうも「太宰府館」という名称そのものもあるわけですけども、なじみにく  
い、何をやる場所かわからない、何かはつきりしない、ただ太宰府とついただけという、そう  
いう感をぬぐうことができません。

特に観光客にアピールをするために、「太宰府館」とはまた別に、サブタイトルでも結構で  
すので、別の名称を考えたらどうかと、そう思っておりますがいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 福廣議員のご質疑に回答いたします。

太宰府市地域活性化複合施設という名称につきましては、その建設費用として地域総合整備  
事業債を利用したことから、条例で定めたものでございます。しかし、多くの人たちから親し  
まれ、広く太宰府をPRできる愛称をつけたいと考え、市民から提案いただいた107点の応募  
作の中から「太宰府館」を選びました。この経緯につきましては、6月定例議会におきまして  
ご説明したとおりでございます。去る10月1日の開館以来、既に2か月が経過しましたが、開  
館当初はいろいろな問い合わせなどにおいて、地域活性化複合施設といっても意味が通じず、  
あるいは「太宰府館」という名称にもなじみがなく、聞き返されたりすることも多々ございま  
した。その後、「太宰府館」の利用案内を作成しPRを行ったり、また実際にご利用いただい  
た方々の情報といたしまして、この「太宰府館」という名称が広まり、現在ではわかりやすい  
名称として、電話問い合わせなどでも「太宰府館ですか」という問い合わせがあるなど、広く  
定着してきたと感じているところであります。つきましては、太宰府という知名度を有効に活  
用した名称であり、十分アピールすることによって利用していただけるものと確信いたしてお  
ります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） なぜこういったことを言うのかということ、今言われたのは太宰府市に  
住んである方に対するアピールがうまくいってるということだと思います。

しかし、本施設は観光客のために一部考えられた館であろうと。観光客を左折させると、そのためにつくった館であって、太宰府市民にだけ幾らアピールをしても我々は納得しないし、意味もないと、そう思っています。そうすると、観光で来られる方々にどのようなアピールをされているか、それについてそしたらお伺いをします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 10月1日にオープンしまして、なかなか知名度を高めるためのイベントに追われておりまして、観光客あるいは旅行会社に対するプロモーション等がいまだできていないのが現実でございます。今後はその辺につきまして、定例日を設けまして、観光旅行社、それから観光客にプロモーションを仕掛けていながら、PRしていきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） もう要望にとどめますけども、余りにも「太宰府館」だけではかた過ぎる。本当に観光客が来た場合に、どういう施設かっていうのはもう本当ぴんときませんよ。ですから、PR不足もあると思いますけども、やはり海外から来られるお客様もいらっしゃるわけですから、そこらあたりのことも考えながら、ぜひ検討を今後続けていただきたいと、そう要望して今回の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の質疑は終わりました。

これで質疑を終わります。

議案第84号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第29 議案第85号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第29、議案第85号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この条例を改正するに当たりまして、以前6月議会、9月議会でも議題になっておりましたけれども、その実際の保育所の保護者会との協議の進捗状況を教えていただきたいということと、プラス移譲先である飛鳥会がどのような形で、この協議会に参加をしているのかということをお知らせいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいま渡邊議員さんの質疑についてご回答申し上げます。

都府楼保育所の民間移譲に関する保護者会との協議につきましては、民営化を平成18年4月とする合意に基づきまして、移譲後の都府楼保育所の保育内容について、10月9日に協議を開始したところでございます。2回目を10月23日、3回目を11月20日、3回目からは社会福祉法

人飛鳥会にも入っていただき、協議を行ってきたところでございます。今後は、具体的な保育内容について精力的に協議を重ねていくということにいたしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これは質問ではなく要望ですが、やはり移譲された後に子どもたちができるだけ戸惑うことがないように、その保護者、子どもたちの代弁者である保護者と十分に協議を重ねていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の質疑は終わりました。

これで質疑を終わります。

議案第85号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第30 議案第86号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

議長（村山弘行議員） 日程第30、議案第86号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第86号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第31と日程第32を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第31、議案第87号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第32、議案第88号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第31及び日程第32を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第87号及び議案第88号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第33と日程第34を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第33、議案第89号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第34、議案第90号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」

を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第33及び日程第34を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第89号及び議案第90号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第35 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

議長(村山弘行議員) 日程第35、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

6番門田直樹議員。

[6番 門田直樹議員 登壇]

6番(門田直樹議員) 請願、「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」につきまして趣旨の説明をさせていただきます。

紹介議員は、不老光幸議員、佐伯修議員、後藤邦晴議員、安部陽議員、大田勝義議員、橋本健議員と私、門田直樹です。

請願者は、真の男女共同参画を考える太宰府市民の会、会長福永哲氏です。

この請願は、太宰府市男女共同参画審議会の中間取りまとめに対し、具体的に問題点を挙げ、議会並びに市当局に慎重に審議していただき、今後作成されるであろう条例案が市民の誇りとなる良識的なものとなることを願って提出されたものであります。

まず、今までの経緯を含め、ご説明いたします。

太宰府市では、平成元年に婦人問題懇話会を設置、平成13年に同会を男女共同参画審議会に変更、平成15年に審議会からの答申により、太宰府市男女共同参画プランを策定しました。同プランには、ジェンダーフリーをもとにしたまちづくりを行うと明記されています。ジェンダーフリーとは、1970年代にアメリカで社会的、文化的に形成された性といった意味のものをジェンダーと名づけ、さらに日本でフリーを加えて、性別秩序の破壊を意味するとした和製英語のことです。男らしさ、女らしさ、伝統文化や慣習、専業主婦などを否定し、また家族を解体しなければ女性の真の解放は達成できないなどとも主張しています。

審議会はこのプランをもとに、本年9月に中間取りまとめを行い、市民に意見を求めましたが、2度の公聴会、またファクスやメールなどによる意見のほとんどは、この中間取りまとめに対し批判的であったと聞き及んでいます。憲法で保障する法もとの平等とは、相対的平等、つまり同一事情、同一条件のもとでは均等に扱うという意味であり、男女の違いを前提として同じものは同じように、異なるものは異なるように扱うことです。男女の区別をなくすこ

と、特性を否定することは、男女平等とは全く次元の異なるものです。ジェンダー論という社会学の一派でしか通用しない机上の空論を前提に、男らしさ、女らしさ、母性、父性を否定し、家族を夫が妻を支配するための抑圧機関ととらえて、家族を解体せよなどという思想、ジェンダーフリーが誤りであることは明らかです。

プランに基づく審議会の中間取りまとめは、クォータ制や拠点施設、苦情処理機関など多くの問題点を含み、また「あらゆる」「何人も」など、例外を認めない寛容性を欠く表現が目立ちます。今月20日に市長に対し最終答申を行う予定であると聞いていますが、私自身審議会を傍聴してきて、その審議内容を詳細に検討しても、最終答申が中間取りまとめから大きく変わることはほとんどないと感じています。特に問題であると思われるのが、本請願にもありますように、オンブズパーソンの設置です。中間取りまとめでは、オンブズパーソンについて、市から独立して職務を行うとする独任制や、自分たちの考え一つで苦情処理ができるとする自己の発意による苦情処理など、恣意に、ほしいままに運用されるおそれがあります。

また、オンブズパーソンは市長でも簡単には委嘱を解くことができないとあり、議会の承認を必要とするなどの文言もありません。私人間における人権の侵害は、民法上の権利侵害、公序良俗違反等の問題であるため、最終的には民事訴訟によるべきものであり、行政においては相談の範疇にすべきです。行政機関が人権侵害に関する事項について判断を下し公表することは、憲法違反のおそれ強いと思われます。苦情及び救済の申し出に対しては、市の窓口で職員が対応することが必要であり、適切であると考えます。これ以外にも、男女の比率を数値目標にするクォータ制など、国の基本法をはるかに超えて市民や事業者に新たな義務を課し、権利を不当に制限するなどの問題が多く存在しています。

また、最終答申に当たっては、ジェンダーフリー、オンブズパーソン、クォータ制など、問題とされている語彙を削除、あるいは表現を変えて、内容はそのままいこうなどという議論をされているようですが、当然ながら条例としての内容そのものが重要なのであって、これらのスローガ的な言葉がなくなったからといって、問題がなくなるわけではありません。

最後に、男女共同参画社会基本法は、必ずしも自治体が条例を制定することを求めているわけではありませんが、市は来年、議会に条例案を提出するとのこと。太宰府市に真の男女共同参画社会を実現するためにも、条例の制定に当たっては、本請願の趣旨を十分に酌み取って反映していただきますようお願いするものであります。

以上、趣旨をご理解いただき、採択くださいますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 今の趣旨説明を含めまして、この請願について3点にわたり質問をいた

します。

まず第1点目は、この請願の中にありますこの要旨の次にあります理由のところなんですが、今趣旨説明の中でおっしゃっておられましたが、「市民からの意見の多くは審議会の案に批判的であったと聞き及んでいます」という文章ですが、中間答申に対する市民の意見がどのような内容であったのか、市民公聴会以外のファクスやメールによる意見について審議会は発表しておりません。

また、市民公聴会には他の自治体からも多くの参加者があり、何を根拠に太宰府市民の多くが批判的であったと判断されているのかということ。

第2点目は、オンブズパーソンについてのところで憲法違反の条例と断言されていますが、何をもちて憲法違反だと言えるのか、その根拠を示していただきたい。

3点目は、オンブズパーソンの設置について反対であり、市の窓口で対応すべきだというご意見ですが、現行の市の制度の中で、職員は実際に人権侵害やDVに遭った方を救済するために、どのような対応が可能だとお考えか。

以上、3点についてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） まず、批判の多いか少ないかということですけど、私自身審議会に大方出ております。また、この公聴会にも出席をいたしました。発言もいたしました。その中で、量的にも質的にも反対の考え方が多かったと理解しております。

次に、オンブズマンが憲法違反かどうかということですが、まずこのオンブズマンが行政から独立して職務を行うということで、まず人権が侵害された、私人間でされたときに、そこに介入をするということでしたら、同時にその対象者もう一方の人権を侵害することにならないのかというおそれがあります。

次に、3、これオンブズマンの市の制度の云々ですが、そもそもオンブズマンを今の行政の流れですね、行政改革、窓口は一本でいこうと。たらい回しをせずに窓口は一本、それから職員もなるべく兼任でいこうという、こういう流れにそもそも反しておると私はまず考えます。

また、専門の職員ですね、知識と経験、そして何よりも責任がある職員が相談を受けていくことがまず大事であり、適切であると思います。このオンブズマンなるものを3名ということで提案されてますけども、どういう方がなされるかわかりません。そういう方々が真に公平にされるかもしれませんが、一つ間違えば先ほども申しましたけども、恣意に運用されるおそれがないとは言えません。そういうふうなところで、これはやはり憲法の中で行政ができる範囲、まず相談の範囲でそれを受け、そして内容によっては各法令があります。また、各警察をはじめとする機関があります。そういったところと相談しながらやっていくべきことではなからうかと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。



8番（渡邊美穂議員） まず、第1点目ですが、この2日間行われました市民公聴会ですが、本当に多くの市民が出席をされまして、様々な意見が寄せられ、本当にその関心の高さをうかがわせたと思います。今回のことだけでなく、物事の賛否の意見は正確な理解に基づいたものなのかが大切だと考えています。この中間答申に関して、議会の中で十分な議論も交わされず、現時点で太宰府市民の多くが批判的だという請願の内容を議会が肯定してしまうというのは、余りにも早計だと思います。まずは、市民の負託を受けた私たち議員が基本から論議を交わすことが先決だと思います。この点について回答は結構です。

次に、2点目のオンブズパーソン制についてですが、先ほどからおっしゃっておられますように、国の基本法をはるかに超えて憲法違反のおそれがあるというふうにおっしゃっておられますけれども、国会の衆参両院において、この男女共同参画基本法に関して苦情の処理、被害者の救済のための措置を行い、実効性を確保できる制度とするという附帯決議がなされています。つまり、実効性のある法令を国も自治体もつくりなさいと、国会で決議されたということです。この実効性を確保するためのオンブズパーソン制度の導入は、自民党が出した憲法改正大綱の素案の中にある国勢調査における国会オンブズマンや川崎市人権オンブズパーソン条例などに見られるように、広がりつつあります。請願の中にもありますけれども、先ほどからおっしゃっておられます組織、役割及び権限に関して、国やほかの自治体におけるオンブズパーソンは、太宰府市のそれと大きな違いは認められず、したがってこれらも含めて憲法違反だとお考えでしょうか。

3点目については、人権・同和政策課の窓口で今行ってるわけですが、人権侵害やDVなどの相談を受けた場合、被害者と加害者と思われる方の住所、氏名を聞くだけであり、それ以上の対応は制度的根拠がないためほとんど何もできないというのが現状です。先ほどからおっしゃっておられますけれども、訴訟を起こす、つまり法的に訴えなければならないような状況になって初めて、警察や裁判所が動いています。しかし、そのときには市民が警察に訴えなければならないような事件が起こってしまっているのであり、そうなる前に早期対応を行うべきだという意見が多く出されています。児童虐待防止法も、そういう観点から以前よりさらに一歩踏み込んだ内容になっています。市民感情として、警察に訴える前に公的機関に相談して、できるだけ早期に穏便に解決をしたいというのが願いではないでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） まず、最初の答えは要らないということをおっしゃっていただきましたけれども、この多い少ないということは、この請願の提出者ですね、がそう考えてること、そしてまた私自身もそう考えてます。さっき答弁したとおりです。

また、このオンブズパーソンの件ですけれども、具体的にご存じかどうか知りませんが、埼玉県で県立高校の男子校、女子校、別々にあって大変古い歴史を持つてる高校があります。それをこのオンブズパーソンがとにかく男女共同にせんといかんのじゃないかと、そ

うふうなことを言いまして、非常に大混乱をしたというこれ事実があります。27万人の署名が集まって、ようやくそれはもう引っ込んだということです。これは、在校生、OBですね、その中の意見の中の一つは、男子高で男性だけのそういうふうな学校環境の中で育つと、性格にねじれが出るなどとの文言もありました。大変な反発がありまして、それはなくなりました。

また、別のところでは、市立ですね、市立短大だったと思いますが、そこに女子大なんです、男性が自分も入りたいから自分もそういうのをつくれとか、ちょっと詳細に覚えておりませんが、非常な混乱が起きております。また、そういうふうなところに一方の側として行政に強い働きかけができるというものが果たして必要なのか。今の機関で、議会もあります、まず。

そういった中で、なぜそういったことがちゃんと処理できないのか。それは、もしできないとするのであれば、その窓口なり今現にある機能を、その件を検証するべきであり、できないからといって新しいものをつくって、可能性もあるかもしれませんが。しかし、同時に大きな危険性を私は感じます。

そういったことで、もう一つは憲法の件ですが、ここの中にも文章にはっきりありますけれども、運用のあり方いかんによっては憲法違反になるのではないかと、そういうことを申しております。

最後に、人権とDVの関係ですけれども、議員もご存じと思いますが、人権に関しましても、またこのDVですね、に関しましても詳細な法律があり、既に施行されております。これらがまず上位であり、第一であり、まずそこをどう活用し、どういうふうに。また、確かに相談をされてくる方の中には、そういうふうなものの存在すら知らない方があるかもしれません。まず、そこを窓口でやるというのは、現行の体制でも十分にできると思います。

で、逆に本当は聞きたいんですが、じゃあオンブズパーソンをつくってですね、その中で検察官と裁判官、つまり警察ですね、要するに自分で被疑者、加害者なりを特定して、それらがどちらがいい、悪いということをそこで決めて、そしてその裁判結果、それを市長なりに通告して、そして市長はそれを公表しなければならぬと。例えば、これが事業所であれ、また個人であれ、もし本当にそういうふうなことがあれば、社会的にはもう終わりじゃないでしょうか。そういうことをするもう絶大な権利を、この場合自治ですね、が裁判所の機能を持つようなものをつくるべきかどうかということ、ここはまさに議論すべきだと考えてます。私は必要がないと考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今お聞きしましたその埼玉県の事例とか、女子大の事例についてですが、私はその事例を存じ上げませんが、本当にこういうことがあったとしたら、これは本当の意味での男女共同参画を進めるという立場からも、私はこういうことに対してはぜひ抗議をしたいと思います。こういうふうに男女共同参画を私もとらえてほしくはないというふうに考えております。その点では、門田議員と意見は共通しております。

それから次に、法の解釈についてなんですけれども、運用の仕方によっては違反になるのではないかというお話だったんですが、実際先ほど申し上げましたように、国でもこのオンブズパーソン、オンブズマン制度を取り入れようとしておりますし、そして川崎市の方でもそういった条例は既に制定をされております。ということは、これはもう法の解釈になってくると思うんですが、国やほかの自治体がこのオンブズパーソン制度を含め、そして今回市長が委任されました審議委員会が審議した内容、そしてそれを運用することが、仮にその運用内容によって、運用いかんによって仮に憲法違反の疑いがあるとお考えの場合には、そのときこそ住民訴訟を起こしまして、司法の判断を仰いで初めて憲法違反だと確定できるものだと考えます。したがって、現時点でその運用次第では憲法違反であると断定するのは、まだ適当ではないと私は考えております。これは回答は結構です。

それから、3番目の回答については、やはり現状のままということだと思います。その市の相談窓口だということだと思いますが、これは個人間で起こった人権侵害やDVは、法的に訴えなければならない状況になるまで、被害に遭った市民に対し市の窓口は、県の女性相談員やそのほかの機関へ行って相談するように勧めるか、または事件を公表し、警察やあるいは自分の身銭を切って裁判に訴えることを勧めるという現状を容認するということになります。ご存じのように、警察に訴える、もしくは訴訟を起こすということは、精神的、経済的、時間的に莫大な犠牲が強いられます。このような制度のために、これまで本当に多くの犠牲者が、被害者が泣き寝入りを強いられてきました。オンブズパーソン制は、このような被害者の人権を簡単迅速に救済するための制度だということを考慮した上でも、行政の窓口でやはり現行のままに対応すべきだとお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今さっき申しましたが、では、まずどちらが正しいかということを実はやりとりをしたいんですが、私にただ説明ということで一方通行ですので、言いますと、まず基本は2者がいて、個人であろうと事業所であろうと。で、片一方の有罪か無罪か、こういうことを決めたときに、じゃあもう一方がどうかということですね。それだけの権限または能力がこういった自治体にあるのかどうか、あるいはつくらなければいけないかどうか、そこを私は言ってるわけです。まず、そこが根本的に違います。

それと、先ほど内閣のと言われましたけど、附帯決議があったことは存じております。附帯決議には法的強制力等はありませんけれども、その内容も存じております。で、その中で表現されているのは、「オンブズパーソ的な」ということを言っております。もう少し言いますと、このオンブズパーソンというカナ文字ですね、もともとスウェーデン語といいますが、いろんな言葉の意味があります。いわゆる社会に対する代弁人とか、ご存じのように例えば福岡市のオンブズパーソンというものが、皆さんご存じのようにこれは行政のやり方ですね、お金の使い方とか、そういったものに対して個人にかわり行政に物申すといったようなものですね。決して個人対個人の中に介入するようなものではありません。また、そういうものをつく

ることに関しては、何度も申しますけれども、それは私反対ですし、多くの議論を要するものと考えます。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第11号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第36 意見書第8号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第36、意見書第8号「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書、提出者は私、力丸義行、賛成者、小柳道枝議員、渡邊美穂議員です。

なお、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

現在、政府は2000年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討しています。来年の3月に策定される新たな基本計画は、今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものです。先に出された「中間論点整理」では、担い手政策のあり方、品目横断的政策等の経営安定対策の確立、農地制度のあり方、農業資源・環境保全対策の確立が出されましたが、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされました。また、出されている課題が食料自給率の向上にどのように結びつくのか、明確に示されていません。

これまでの、規模拡大・効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こしている現状から、食の安全や環境問題に配慮した政策への転換が必要です。

よって、基本計画の見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながるかと考え、次の意見内容の実現を強く求めるものです。

記。

1、食料自給率については、この5年間横ばいで推移してきた原因などを明らかにし、自給率引き上げ政策を推進すること。

2、担い手のあり方については、「プロ農家」に限定せず、地域の条件に見合った多様な担い手及び農業の展開を可能とするものとして位置づけること。

3、新たな経営安定対策（品目横断的政策等）については、農産物価格の構造的な低落をカバーする本格的な所得補填策とすること。

4、農地制度のあり方については、土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。

5、農業環境・資源保全政策の確立では、環境直接支払い制度の創設や現行の中山間直接支払制度の拡大・充実を図ること。

なお、送付先は内閣総理大臣、農林水産大臣です。

以上、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

意見書第8号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第37 意見書第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第37、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」、提出者は私、小柳道枝、賛成者、力丸義行議員、渡邊美穂議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

WTO（世界貿易機関）交渉は、8月1日に今後の交渉の前提となる大枠合意がなされましたが、具体的な数値などは今後の交渉に委ねられました。しかし、アメリカや農産物輸出国からは依然として、上限関税の設定や高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大などが要求されています。これは、農産物輸出国がますます輸出を拡大しやすくするためのものであり、日本農業への打撃はもとより、食料の安全・安定、環境などにも大きな影響を与えるものです。

一方、アメリカなどが行っている国内農家への手厚い補助や、輸出補助政策について、大枠合意では実質的削減に結びつかないものとなっており、途上国などから反発が高まっています。このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食料・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められています。

また、FTA（二国間自由貿易協定）については、現在、韓国、マレーシア、フィリピン、タイとの交渉が行われていますが、特に東南アジア各国からは農産物の貿易自由化が求められています。先のメキシコとのFTA交渉でも見られたように、工業製品の輸出自由化のために、農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けることになるのは必至

です。

よって、W T O及びF T Aにおける農業分野の交渉に当たっては、次の意見内容の実現を強く求めるものです。

記。

1、W T O農業交渉では、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めること。

2、上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。また、特別セーフガードなどの国境措置を確保すること。

3、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

4、F T A交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減を絶対に行わないこと。

5、W T O・F T A交渉の情報を公開し、農業者や消費者の声を反映すること。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣です。

皆様方の慎重審議をお願い申し上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

意見書第9号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前11時01分

~~~~~